

控



平成30年(ワ)第9681号 名誉棄損等請求事件
原告 吉井康雄
被告 学校法人大阪経済大学 外3名

令和元年10月10日

証拠説明書 (5)

大阪地方裁判所 第24民事部 合議1係 御 中

原告
吉井康雄



原告の地位 確認訴訟	名誉権侵害等 被告大学訴訟	当該訴訟 号証	種目	立証趣旨		
				原本写しの別	作成者	
				別件訴訟1 号証	別件訴訟2 号証	
		83	別件訴訟3の証拠、 2016年11月21日 No.18 組合ニュース	写し	大阪経済大学 教職員組合	被告大学理事長および理事長執行部の、非条理的な意思決定の現状を知る、第三者の目とする組合ニュースを示す。
		84	別件訴訟3の証拠、 2016年12月9日 No.20 組合ニュース	写し	大阪経済大学 教職員組合	被告大学理事長および理事長執行部の、非条理的な意思決定の現状を知る、第三者の目とする組合ニュースを示す。
		85	2001年2月1日 原告の日記	写し	吉井 康雄	原告が、北村理事による理事会の「大学の教員には、教育・研究に専心させ、非常勤講師などを辞めさせる」という要請に従うようこと指示され、非常勤講師の継続を要望されながら、辞したことを示す証拠である。 羽衣学園は、原告が辞す本当の理由は知らないため、原告は誤解された条理に欠く人物として辞めざるを得なかったことを証言しておく。 この後、2002年3月には、情報通信総合研究所の客員研究員も辞している。